

公益財団法人日本セーリング連盟
職員退職金規則

第1条 (目的)

公益財団法人日本セーリング連盟(以下、「連盟」という。)職員就業規則第37条に規定する職員の退職金は、この規則によって支給する。

第2条 (支給の条件)

当連盟は、退職する職員の勤続年数及び退職事由が次の各号に該当する場合には、退職金を支給する。

- (1) 3年以上勤続し、自由意志によるとき。
- (2) 1年以上勤続し、定年に達したとき。
- (3) 1年以上勤続し、死亡したとき。
- (4) 1年以上勤続し、連盟都合によって解雇されたとき。

第3条 (自己都合による退職金)

自己都合によるときの退職金は、退職時基本給に退職時の勤続年数に応じた<乗率表1>の乗率を乗じた金額を一時金で支給する。

第4条 (定年による退職金)

定年によるときの退職金は、退職時基本給に退職時の勤続年数に応じた<乗率表2>の乗率を乗じた金額を一時金で支給する。

第5条 (死亡したときの退職金)

業務上及び通勤途上の死亡によるときの退職金は、第4条の金額とする。

2 次に掲げる者が、業務外で死亡したときの退職金の金額は、次のとおりとする。

- (1) 勤続1年以上3年未満の者は、第4条で算出した金額の70%を支給する。
- (2) 勤続3年以上の者は、第4条で算出した金額の90%を支給する。

第6条 (連盟都合による場合の退職金)

連盟都合によって解雇されたときの退職金の金額は、第3条の金額にその都度定める金額を加算した金額とする。

第7条 (懲戒解雇による退職金)

懲戒解雇の処分を受けて退職する職員に対しては、原則として退職金を支給しない。

第8条 (功労加算)

在職中功労著しかった者については、退職金を増額することができる。

2 増額の範囲は、その都度会長が定める。

第9条 (計算)

この規則でいう勤続年数は、休職期間を次の通り取扱い、入職の日から退職の日までとして計算する。

有給休暇の期間は、勤続年数に算入する。

欠勤、休職により実際に勤務につかなかつた期間は、勤続年数に含めない。

2 業務上及び通勤途上負傷し、療養のために休業した期間は、勤続年数に算入する。

3 勤続年数の1年に満たない部分は月割りとし、1月に満たない部分は1月として計算する。

第10条（退職金の支払い）

退職金は、本人に支払う。

2 死亡その他の事由によって、本人に支払うことが不可能と認められるときの支払いをする範囲及び順位は、労働基準法に定めるところによる。

第11条（退職金の受取り）

前条2項によって退職金の支払いを受ける者（本人を除く）は、次の書類を連盟に提出しなければならない。

（1）受取人であることを証明するに足る書類。

（2）その他連盟が必要とする書類。

附則

1. この附則は、平成14年 4月 1日から施行する。
2. 金額の算定については、100円未満を切り上げる。
3. 乗率表の改訂は、専務理事が行う。
4. この附則は、平成24年12月 8日から改訂施行する。

乗率表 1 (自己都合退職)

	J S A F			日商退職金共済	公務員基準	日体協
	新基準	新一現の差	現支給基準			
勤続年数	基準率			基準率	基準率	基準率
1	0.50			0.00	0.60	0.75
2	0.80			0.00	1.20	1.50
3	1.00	0.00	1.00	0.00	1.80	3.00
4	1.50	0.22	1.28	0.50	2.40	4.00
5	2.00	0.44	1.56	1.00	3.00	5.00
6	2.50	0.66	1.84	2.00	4.50	6.00
7	3.00	0.87	2.13	3.00	5.25	8.40
8	3.50	1.08	2.42	4.00	6.00	9.60
9	4.00	1.29	2.71	5.00	6.75	10.80
10	5.00	2.00	3.00	6.00	7.50	13.00
11	6.00	2.60	3.40	7.00	8.88	14.30
12	7.00	3.20	3.80	8.00	9.76	15.60
13	8.00	3.80	4.20	9.00	10.64	16.90
14	9.00	4.40	4.60	10.00	11.52	18.20
15	10.00	5.00	5.00	11.00	12.40	21.00
16	11.00	5.00	6.00	12.00	13.28	22.40
17	12.00	5.00	7.00	13.00	14.16	23.80
18	13.00	5.00	8.00	14.00	15.04	25.20
19	14.00	5.00	9.00	15.00	16.02	26.60
20	15.50	5.50	10.00	16.00	21.00	30.00
21	17.00	6.40	10.60	17.00	22.20	31.50
22	18.50	7.30	11.20	18.00	23.40	33.00
23	20.00	8.20	11.80	19.00	24.60	34.50
24	21.50	9.10	12.40	20.00	25.80	36.00
25	23.00	10.00	13.00	21.00	33.75	37.50
26	24.00	10.60	13.40	22.00	35.25	39.00
27	25.00	11.20	13.80	23.00	36.75	40.50
28	26.00	11.80	14.20	24.00	38.25	42.00
29	27.00	12.40	14.60	25.00	39.75	43.50
30	27.50	12.50	15.00	26.00	41.25	42.00
31	28.00			27.00	42.50	43.40
32	28.50			28.00	43.75	44.80
33	29.00			29.00	45.00	46.20
34	32.00			30.00	46.25	47.60
35	33.00			31.00	47.50	49.00
36	34.00			32.00	48.25	50.40
37	35.00			33.00	50.00	51.80
38	36.00			34.00	51.25	54.60
39	36.50			35.00	52.50	56.00
40	37.00			36.00	53.75	57.40
41	37.50			37.00	55.00	58.80
42	38.00			38.00	56.25	60.20
43					57.50	61.60
44					58.75	
45年以上					60.00	

乗率表 2 (定年、死亡退職)

	J S A F			日商退職金共済	公務員基準	日体協
	新基準	現在				
		定年 (*30)	連盟都合			
勤続年数	基準率	基準率	基準率	基準率	基準率	基準率
1	1.00				1.000	1.500
2	1.50			0.500	2.000	3.000
3	2.00	1.300	1.500	1.000	3.000	4.500
4	2.50	1.670	1.920	2.000	4.000	6.000
5	3.00	2.030	2.340	3.000	5.000	7.500
6	3.50	2.390	2.760	4.000	6.000	9.000
7	4.50	2.770	3.200	5.000	7.000	11.900
8	6.00	3.150	3.630	6.000	8.000	13.600
9	6.00	3.520	4.070	7.000	9.000	15.300
10	7.00	3.900	4.500	8.000	10.000	17.000
11	8.00	4.420	5.100	9.000	11.100	18.700
12	9.00	4.940	5.700	10.000	12.200	20.400
13	10.00	5.460	6.300	11.000	13.300	22.100
14	11.00	5.980	7.500	12.000	14.400	23.800
15	13.00	6.500	9.000	13.000	15.500	25.500
16	14.00	7.800	10.500	14.000	16.600	27.200
17	15.00	9.100	12.000	15.000	17.700	28.900
18	16.00	10.400	13.500	16.000	18.800	30.600
19	17.00	11.700	15.000	17.000	19.900	32.300
20	18.50	13.000	15.900	18.000	28.875	36.000
21	20.00	13.780	16.800	19.000	30.525	37.800
22	21.50	14.560	17.700	20.000	32.175	39.600
23	23.00	15.340	18.600	21.000	33.825	41.600
24	24.50	16.120	19.500	22.000	35.475	43.200
25	26.00	17.420	20.100	23.000	44.552	45.000
26	27.00	17.940	20.700	24.000	46.530	46.800
27	28.00	18.460	21.300	25.000	48.510	48.600
28	29.00	18.980	21.900	26.000	50.490	50.400
29	30.00	19.500	22.500	27.000	42.470	52.200
30	31.00			28.000	54.450	53.900
31	32.00			29.000	56.100	55.680
32	33.00			30.000	57.750	57.420
33	34.00			31.000	58.400	59.160
34	35.00			32.000	61.050	60.900
35	36.00			33.000	62.700	62.640
36	37.00			34.000	62.700	64.380
37	38.00			35.000	62.700	66.120
38	39.00			36.000	62.700	69.600
39	39.50			37.000	62.700	71.340
40	40.00			38.000	62.700	73.080
41	40.50			39.000	62.700	
42	41.00			40.000	62.700	
43						
44						
45年以上						

乗率表 1 (自己都合退職)

(業務外死亡時の算出基礎、連盟都合退職時の算出基礎)

勤続年数	基準乗率	勤続年数	基準乗率
1	0.50	18	13.00
2	0.80	19	14.00
3	1.00	20	15.50
4	1.50	21	17.00
5	2.00	22	18.50
6	2.50	23	20.00
7	3.00	24	21.50
8	3.50	25	23.00
9	4.00	26	24.00
10	5.00	27	25.00
11	6.00	28	26.00
12	7.00	29	27.00
13	8.00	30	27.50
14	9.00	31	28.00
15	10.00	32	28.50
16	11.00	33年以上	29.00
17	12.00		

*連盟都合による場合の退職金は、自己都合による退職金
 <乗率表 1>で算出した金額を最低支給額として加算する。

乗率表 2 (定年、業務上死亡退職)

勤続年数	勤続年数	勤続年数	基準乗率
1	1.00	18	16.00
2	1.50	19	17.00
3	2.00	20	18.50
4	2.50	21	20.00
5	3.00	22	21.50
6	3.50	23	23.00
7	4.50	24	24.50
8	5.00	25	26.00
9	6.00	26	27.00
10	7.00	27	28.00
11	8.00	28	29.00
12	9.00	29	30.00
13	10.00	30	31.00
14	11.00	31	32.00
15	13.00	32	33.00
16	14.00	33年以上	34.00
17	15.00		